

提出書類一覧表

書類名	内容・注意事項	希望する契約の種類								
		工事のみ	工事と測量	工事と物品	工事と測量と物品	測量のみ	測量と物品	物品のみ		
ア	A4縦型フラットファイル	表紙、背表紙に会社名を明記		○	○	○	○	○	○	○
イ	競争入札参加資格審査申請書 【当企業団独自様式】	申請書等記入要領を参照してください		○	○	○	○	○	○	○
ウ	登録業者整理票その1 【当企業団独自様式】	申請書等記入要領を参照してください		○	○	○	○	○	○	○
エ	登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書	①法人の場合 登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書（令和2年8月1日以降に発行されたもの） ②個人の場合 官公庁発行の身分証明書 （いずれも複写機による写し可）		○	○	○	○	○	○	○
オ	印鑑証明書	令和2年8月1日以降に発行されたもの（複写機による写し可）		○	○	○	○	○	○	○
カ	委任状 【当企業団独自様式】	本社以外（支店・営業所等）で契約等の行為を行う場合に提出して下さい 委任期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとして下さい		○	○	○	○	○	○	○
キ	使用印鑑届 【当企業団独自様式】	当企業団に対する代金請求等に使用する旨の文言を記載したうえ、代表者の記名押印（実印）して下さい		○	○	○	○	○	○	○
ク	財務諸表	基準日直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書 （複写機による写し可）		○	○	○	○	○	○	○
ケ	納税証明書	基準日直前1年の国税又は地方税のうちいずれか一方の納税証明書 ①法人で国税の納税証明書を提出する場合 法人税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書（株式は「その3の3」（未		○	○	○	○	○	○	○

		<p>納の税額がないことの証明)</p> <p>②個人で国税の納税証明書を提出する場合</p> <p>所得税及び消費税（地方消費税を含む）の納税証明書（株式は「その3の2」（未納の税額がないことの証明）</p> <p>③法人で地方税の納税証明書を提出する場合</p> <p>法人事業税又は市町村民税の納税証明書（どちらか一つで結構です ただし、本店又は委任先事業所に係るものに限ります）</p> <p>④個人で地方税の納税証明書を提出する場合</p> <p>本人に係る市町村民税の納税証明書</p> <p>（いずれも複写機による写し可）</p>									
コ	口座振替申出書 【当企業団独自様式】	申請書等記入要領を参照してください 継続の申請者で、口座に変更のない場合でも提出してください	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サ	官製はがき	<p>審査承認の通知用です 表面に送付先住所、宛名等を記入し、裏面は空白にして下さい 資格審査終了後、令和3年2月中に発送します</p> <p>※はがきの同封がない場合は通知不用とみなし通知しないのでご注意ください（封書等是对応不可）</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
シ	登録業者整理票その2（建設工事）【当企業団独自様式】	申請書等記入要領を参照してください	○	○	○	○					
ス	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	<p>希望する建設工事の種類を4つまで、赤○で囲んで下さい。（ただし、完成工事高があるものに限ります）また、「その他の審査項目（社会性等）」にある「雇用保険加入の有無」及び「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」について、いずれかが「無」となっている評価結果（常時使用する労働者が5人未満の個人事業を除く）での申請は受付できませんので、注意して下さい （複写機による写し可）</p> <p>※赤○がない場合はこちらで任意に選びます</p>	○	○	○	○					

セ	建設業の許可通知書又は許可証明書	(複写機による写し可)	○	○	○	○			
ソ	工事経歴書【任意様式】	登録を希望する工事業種についての過去2年間の決算期内に着工した完成工事の主なものを記載したもの(必要に応じ5年以内の工事の記載可) (複写機による写し可)	○	○	○	○			
タ	登録業者整理票その2(測量・建設コンサルタント等) 【当企業団独自様式】	申請書等記入要領を参照してください		○		○	○	○	
チ	営業に関し、法律上必要とする登録の証明書(測量等のもの)	測量業者、地質調査業者、建築士事務所、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司法書士、建設コンサルタント、補償コンサルタント、計量証明事業者に係る登録等の証明書 (複写機による写し可)		○		○	○	○	
ツ	測量等経歴書【任意様式】	他の官公庁の競争入札資格審査申請の際に提出する一般的なもの (複写機による写し可)		○		○	○	○	
テ	技術者経歴書【任意様式】	他の官公庁の競争入札資格審査申請の際に提出する一般的なもの (複写機による写し可)		○		○	○	○	
ト	登録業者整理票その2(物品供給・製造・その他) 【当企業団独自様式】	申請書等記入要領を参照してください			○	○		○	○
ナ	営業に関し、法律上必要とする許可書等(物品供給・製造・その他のもの)	石油製品販売業、自動車分解整備業、一般区域貨物自動車運送業、一般・産業・特別管理廃棄物収集運搬(処理)業、警備業、毒物劇物販売業、高圧ガス販売業、クレーン製造業、古物商、金属くず商、一般・特定派遣業、その他営業に関し必要な許可等 (複写機による写し可)			○	○		○	○
ニ	代理店(特約店)証明書	メーカーの押印 (複写機による写し可)			○	○		○	○
ヌ	営業経歴書【任意様式】 (【様式例】参照)	業務経歴の直前2年間の主な業務実績について記載したもの (複写機による写し可)			○	○		○	○
ネ	特許権、実用新案権等の参考資料	(複写機による写し可)			○	○		○	○
	事業協同組合等の場合	上記の必要な書類に加えて、 ①官公需適格組合証明書 ②官公需共同受注規約 ③役員名簿 ④組合員名簿 ⑤定款 を提出して下さい							

	(いずれも複写機による写し可)								
--	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

- ※ 申請書類は、ア（A4縦型のフラットファイル）に、提出するものについてイ～ネの順に1部ずつ綴り（左綴じ）提出して下さい。
- ※ コ、サの書類については、他の書類と一緒にフラットファイルに綴じずに同封し提出して下さい。
- ※ **ウ、シ、ス、タ、ト**の書類（赤字表記のもの）については、提出するものについて、別にもう1部ずつ用意し（複写機による写し可）、ウ～トの順にまとめ 左上1か所をホッチキス止めし、左側にパンチ穴を2つ開けたうえ、フラットファイルには綴じずに同封し提出して下さい。
- ※ 受付印が必要な場合は、審査承認用はがきとは別に返信用はがきを同封して下さい。（封書等是对応不可）